イ　第１次保証金の提供期限

第１次保証金の提供期限は、入札参加者が入札を行う日の前日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。）を当該期限とする。

ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当

指定入札機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「⑶　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金の額を返還することとする。

落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が指定入札機関に提供すべき第２次保証金に充当することとする。

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円／kWとする。したがって、落札者が指定入札機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当されるため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ　第２次保証金の提供期限

第２次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内とする。

ウ　第２次保証金の返還

指定入札機関は、落札者が運転開始予定日（当該落札者が施行規則第４条の２に規定する申請書に記載した運転開始予定日をいう。以下同じ。）までに当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３カ月以内に、当該落札者が提供した第２次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「⑶　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。

エ　第２次保証金の提供に関する不備等

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が指定入札機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

⑶　保証金の没収に関する事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第６条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第１次保証金	「１　入札の実施方法⑸」の規定により入札が無効とされたこと。	全額
2	第１次保証金	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと。	全額
3	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
4	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額
5	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	全額
6	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額
7	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。	全額
8	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の運転開始予定日を超過しても再生可能エネルギー電気の供給を開始しなかったこと。	全額
9	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少させたこと（当該減少が当該発電設備の出力の20％未満である場合に限る。）。	出力減少分相当額

備考　出力減少分相当額は、次の算式により算出された額とする。

Ａ×Ｘ÷Ｙ

この算式において、Ａ、Ｘ及びＹの意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ａ　第２次保証金の額

Ｘ　減少させた出力の値

Ｙ　落札した出力の値

⑷　没収通知等に関する事項

ア　第１次保証金の没収通知等

⑦　指定入札機関は、「⑶　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第１次保証金を没収した場合は、その旨を当該第１次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

⑴　指定入札機関は、⑦の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

⑨　指定入札機関は、⑴の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「⑶　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、⑦の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ　第２次保証金の没収通知等

⑦　指定入札機関は、「⑶　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第２次保証金を没収した場合は、その旨を当該第２次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

⑴　指定入札機関は、⑦の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。